周南市公共施設再配置計画（案）について

第１編　公共施設再配置基本計画

１　周南市の概要（P1～P2）

本市の概要を「位置」、「面積」、「沿革」及び「産業」から説明。

２　現状と課題（Ｐ3.～Ｐ.30）

【公共施設白書に見る公共施設等の状況】（P9）

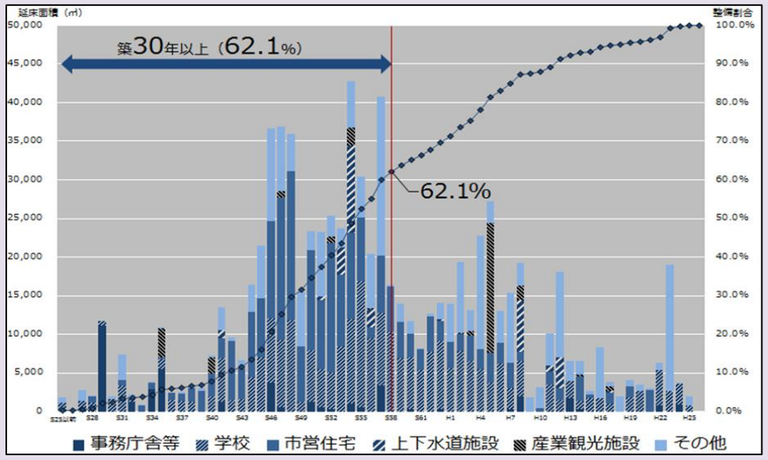

○市が保有する施設うち、６割超の建物が築後 30 年を経過し、改修や更新の時期を迎えようとしている。

○平成 42 年には、９割の施設が築後 30 年以上となる。

《主な原因》
高度経済成長の時代に、人口増加などを背景に集中的に公共施設等を整備したため、今後一斉に更新時期を迎えようとしている。

【人口動向と財政状況】（P3～P7）

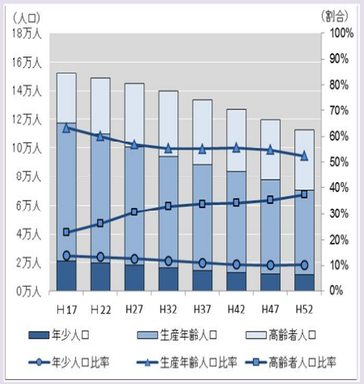

（H25.3.27　国立社会保障・人口問題研究所）

○人口減少社会の到来

H22：149,487 人
→H42：126,809 人（△22,678 人）
→H52：112,771 人（△36,716 人）

※（　）内は H22 との対比数値

○生産年齢人口（15～64 歳）の減少

H22：89,906 人（60.1%）
→H42：70,272 人（55.4%）
→H52：59,025 人（52.3%）

※（　）内は全人に占める割合

○超高齢社会の進行（65 歳以上）

H22：39,122 人（26.2%）
→H42：43,476 人（34.3%）
→H52：42,296 人（37.5%　うち 75　歳以上 28,435 人：22.4%）

※（　）内は全人に占める割合

□財政への影響
・生産年齢人口減少による税収の減少
・高齢人口の増加等による社会保障費の増加

2.3　更新費用（P19～P27）

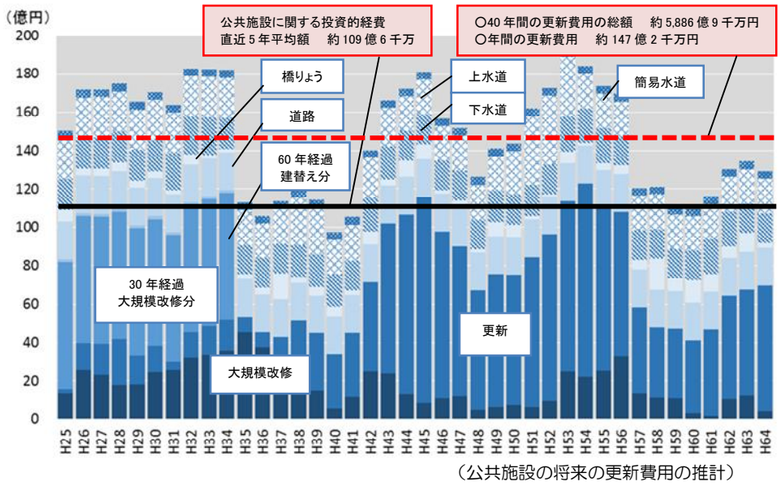

（公共施設の将来の更新費用の推計）

今後もインフラも含め公共施設について今の保有量を維持しようとした場合

今後 40 年間で約 5,886 億円
〈毎年約 147 億円〉

【内訳】
○公共施設　約 3,254 億円
○道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設　約 2,632 億円

更新にあてられる事業費
現在の財政状況で　毎年約 109 億円

［予測される更新経費と財政状況の乖離］
今後も税収等の上昇は期待できず、更新経費の不足が予測されることから、**現在の規模の公共施設を持ち続けることは困難といえる。**

［公共施設に対する利用・需要の変化］
少子高齢社会と人口減少社会の到来などにより、公共施設に対するニーズ、利用状況も変化している。

インフラを含めた
公共施設の再配置が必要
⇒「公共施設の最適な配置」と「財政負担の軽減・平準化」など

3　計画の位置付け等

3.1　計画の目的（P31）

本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すことを目的とする。

3.2　計画の位置付け（P31～P32）

○「第２次周南市まちづくり総合計画」（平成 27～36 年度）及び、「第３次周南市行財政改革大綱」（平成 27～31 年度）との整合性

「第２次周南市まちづくり総合計画」においては、基本構想のまちづくりの方向で、前期基本計画では主要プロジェクトの一つである「将来に向けた行財政経営プロジェクト」で、また、前期基本計画の「分野別計画」でも、それぞれ今後早急に取組まなければならない課題として「公共施設再配置」を位置づける。

第３次周南市行財政改革大綱においては、５項目の「大綱の柱」の一つに「公共施設等のマネジメントの推進」を掲げている。

○国の動向・流れ

インフラを含めた公共施設の老朽化は全国的な課題である。

このため、国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」、平成 26 年４月には「公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進についての指針」（総務省）を示し、施設を管理する自治体に平成 28 年度までの「公共施設等総合管理計画」の策定を要請したところである。

周南市においては、本計画を「公共施設等総合管理計画」と位置付ける。

［計画策定による財政上のメリット（地方財政措置）］
□計画策定経費に対して、特別交付税措置（措置率：50%）（平成 26 年度から平成 28 年度）
□公共施設の除却事業に対する地方債の充当（資金手当）（充当率 75%）
□公共施設の集約化及び複合化を行う場合の「公共施設最適化事業債」の充当（充当率：90%、交付税算入：50%）
□施設転用を行う場合の「地域活性化事業債（転用事業）」の充当（充当率：90%、交付税算入：30%）

3.3　計画期間（P33～P35）

平成 27 年度から平成 46 年度までの「20 年間」とする。

○計画の目的を達成するためには、長期的な視点に立つ必要があること。
○20 年後には大規模改修が必要とされる建築後 30 年を経過する公共施設が 95.4%、建て替えの目安となる建築後 60 年を経過する施設が 32.0%となり、それまでに重点的に取組む必要がある。

3.4　対象施設（P36～P37）

公共施設	建物	施設数　：1,112施設 延床面積：　840,100㎡（うち、学校関連：30%　市営住宅：27%を占める）
インフラ施設	道路	路線数：2,935路線　道路延長：1,201,597m　面積：6,310,339㎡
	橋りょう	橋りょう数：821橋　総延長：9,786m　橋りょう面積：58,325㎡
	上下水道	上水道総延長：597,174m　下水道総延長：849,628m 簡易水道総延長：220,076m
	漁港	大津島、粭・大島、戸田、福川の4漁港
	河川	73の準用河川
	農道・林道	農道：11路線　林道：136路線

4　基本方針

ここでは、公共施設等に関して「再配置」「マネジメント」及び「安全で長期的な利用」の視点から３つの基本方針を定めています。

4.1　公共施設等再配置の基本方針（P38～P40）

必要なサービスの提供を維持するための今後の「公共施設の保有のあり方」の４つの基本方針	基本方針の内容	そのための方策
(1)市民ニーズの変化に対応するサービスの提供 **（サービスの最適化）**	市民ニーズの変化に対応したサービスの提供を目指す。	①現有施設の検証 施設について、機能や建物の性能（老朽度、耐震性など）について検証を行う。
(2)効果的で効率的な施設の管理運営 **（コストの最適化）**	利用状況等に応じて管理方法を見直す等で、限られた資源による効果的で効率的な管理運営を目指す。	②地域の拠点となる施設についての取組み 地域の拠点施設である総合支所や支所、公民館の機能や、これら施設で提供されるサービスについては維持していくことを基本として再配置を進める。
(3)次の世代に継承可能な施設保有 **（量の最適化）**	将来に財政負担を残さないかたちでの、次世代に継承可能な施設保有量を目指す。	③将来を見越した公共施設の最適化 ・更新等を行う場合、施設の複合化、多目的化などを検討する。 ・民間ノウハウの導入を図る。 ・効率的、効果的な管理運営や施設使用料の見直し等によるコストの最適化を図る。 ・既存施設の活用により公共施設総量の抑制を図る。 ・引き続き活用していく施設は長寿命化や耐震化、バリアフリー化を図る。
(4)安全に安心して使用できる施設整備 **（性能の適正化）**	「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図ることで、施設の長寿命化とともに、安全で安心な施設を目指す。	

本市の身の丈に合った施設保有量の維持と実現

4.2　公共施設マネジメントの取組み方針（公共施設マネジメントにおける基本的な考え方）（P41～P42）

公共施設については、整備から維持管理、遊休資産の活用までの長期的、総合的な視点に基づくマネジメントが必要です。このため、以下の事柄に取り組みます。

組織体制	一元的に公共施設マネジメントに取り組んでいくため、庁内横断的な「統括的な組織」を設置する。
議会や住民との情報共有と市民参画	**施設について情報の共有を図るとともに、地域別計画などの策定にあたっては、計画段階からワークショップの開催や協議会の設置などによる「市民参画」のもと進めていく。**
統合・整備等の推進	新規の施設整備は原則として抑制し、施設の複合化、多目的化等を検討する。
市域等を超えた公共施設のあり方の検討	国や県、近隣自治体、さらには民間との連携により、施設の総量抑制、管理運営コストの縮減を図る。
新公会計制度への対応	施設の再配置等を円滑に進めるため、「新公会計制度」への移行を図り、固定資産台帳と複式簿記の導入を図る。

4.3　公共施設に関する基本的な考え方（公共施設の安全で長期的な供用についての基本的な考え方）（P42～P44）

公共施設については、維持管理コストを縮減しつつ、安全に長期にわたって利用するための６つの「実施方針」を定めています。

点検・診断等の実施	長寿命化を図る施設については、点検・診断を実施し長期修繕計画の策定に反映するとともに、計画的な修繕・改修を実施する。
維持管理・修繕・長寿命化等の実施	「事後保全型」から「予防保全型」への転換による長寿命化とコストの削減を目指す。
安全確保の実施	引き続き活用を図る施設については利用者の安全確保に向けての措置を講じるとともに、供用廃止され利用見込みがない施設は原則取り壊しを図る。
耐震化の実施	引き続き公共施設の耐震化を推進する。
バリアフリー化の実施	「ユニバーサルデザイン」の考えのもと、施設改修等にあたっては、バリアフリー化の推進を図っていく。
施設の整備	［整備方針］ 〇整備に際しては、現有する建物や土地の有効活用を優先的に検討する。 〇新たな施設を整備する際は、総量の抑制を念頭に行う。 〇新たな施設整備や建て替えを検討する際、必要最小限の延床面積での建設や、社会情勢に対応できるよう躯体構造については可変的なものとする。 〇施設の多目的化・複合化に努める。 ［整備手法］ 〇施設の複合化、多目的化の検討 ［災害への対応］ 〇施設の再配置にあたっては、必要な防災機能の整備を行う。

5　計画目標（P45）

インフラを含めた全ての施設の更新を図ろうとすると・・・
４０年間で総事業費（５，８８６億円）の
３０％（１,７６６億円）が不足する

今の財政状況からすると不足額は 26.5%であるが、以下の２点を考慮して30%とする。
〇合併の優遇措置終了による影響額が２%程度と見込まれること。
〇人口減少社会到来による税収等の歳入減少。

〇数値目標（目標設定）（P45～P48）

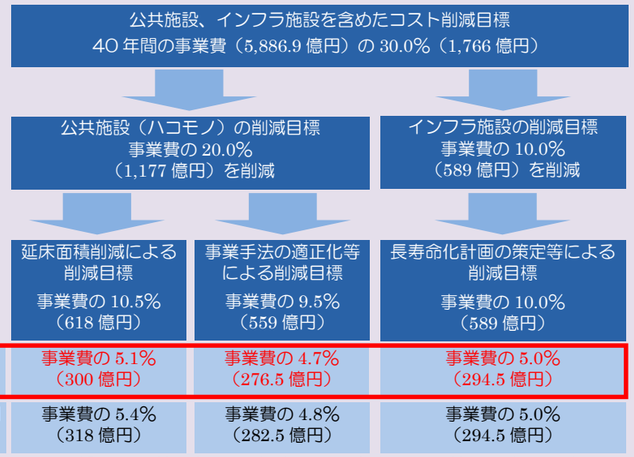

※なお、３つの取組みの数値目標は、必ずしも固定された数値ではなく、お互いに補完するものであり、必要に応じて調整を行うものとする。

6　本計画の管理方針

6.1　フォローアップの実施方針（P54）

本計画に基づき、①サービスの最適化、②コストの最適化、③量の最適化、④性能の最適化を図るため、PDCA のマネジメントサイクルにより、常に評価検証及び進捗管理を行い、事業の継続性を図っていきます。

6.2　計画内容と見直し（P55）

区分	箇所	見直し期間
本計画 「基本計画」	第１編	まちづくり総合計画との連携を考慮し １０年
本計画 「分類別の取組み方策」	第２編８	「施設分類別計画」の策定が完了していない施設分類については ５年
本計画 「地域別の取組み方策」	第２編９	５年 なお「地域別計画」の策定が完了した地域については、その時点で更新を行う。

6.3　アクションプランの策定に向けて（P56）

本計画策定後、実際の取組に向けて４つの「アクションプラン」の策定に取り組みます。

区分	内　容
施設分類別計画	施設分類ごとに策定する計画で、施設ごとに建物の状況（建築年、安全性など）や施設の稼働率、提供しているサービス、さらには施設が設置された経緯や市の施策との整合性などから、今後の取扱いと優先度を示す計画です。
地域別計画	策定された各「施設分類別計画」間における調整により、優先的に取組むこととされた該当施設が立地する地域又はその一部において、周辺施設を含めた公共施設群を対象として住民と行政が一緒になって策定する施設の再編・再配置計画です。
長期修繕計画	ハコモノである公共施設を対象として、個々の施設毎に策定する、メンテナンスサイクルに基づく長期の修繕計画です。
長寿命化計画	道路や橋りょう、上水道、下水道などのインフラ施設を対象に策定する長寿命化のための計画です。

（ロードマップ）

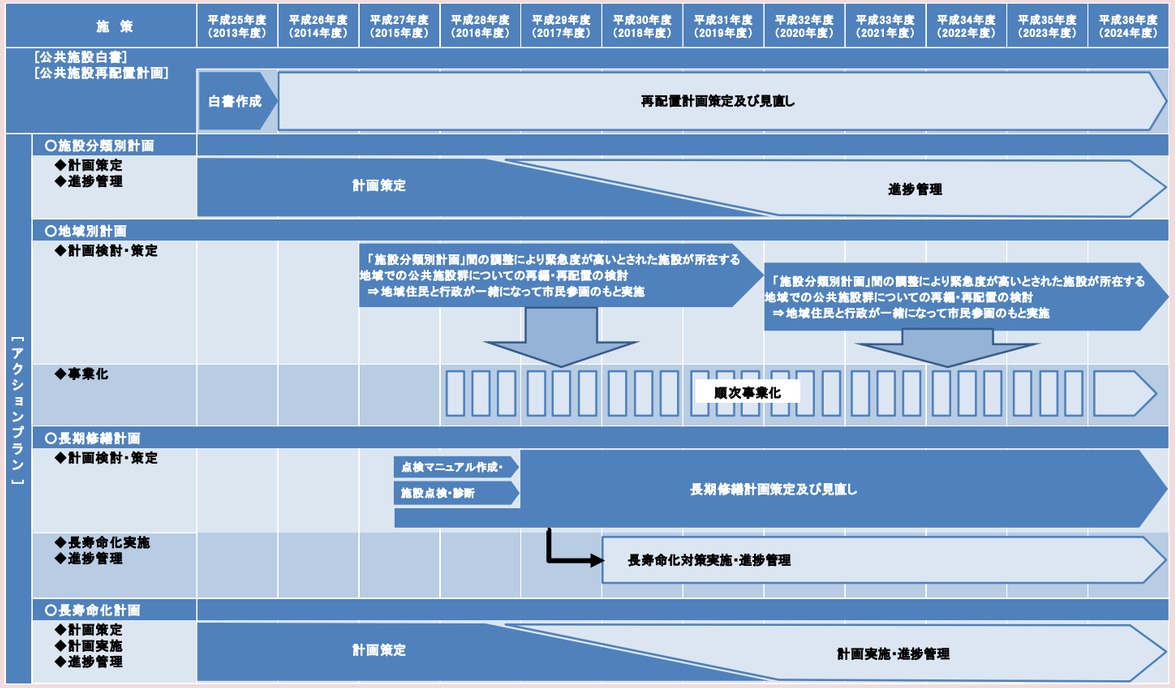

第２編　アクションプランの策定（策定の流れ）

7　アクションプラン（P59～P83）

[公共施設]

〈施設分類別計画〉（P61～P78）

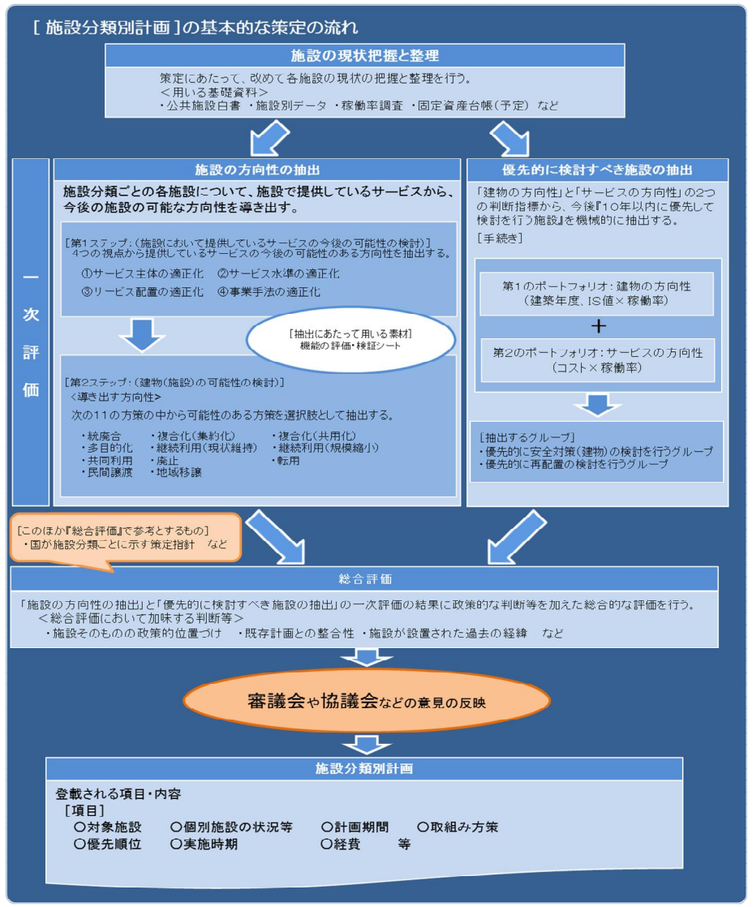

取組み方策の種類	内容
A：統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施
B：複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化
C：複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用
D：多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化
E：継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討
F：継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討
G：共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担
H：廃止	施設を廃止
I：転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用
J：民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）
K：地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲

〈地域別計画〉（P79～P83）

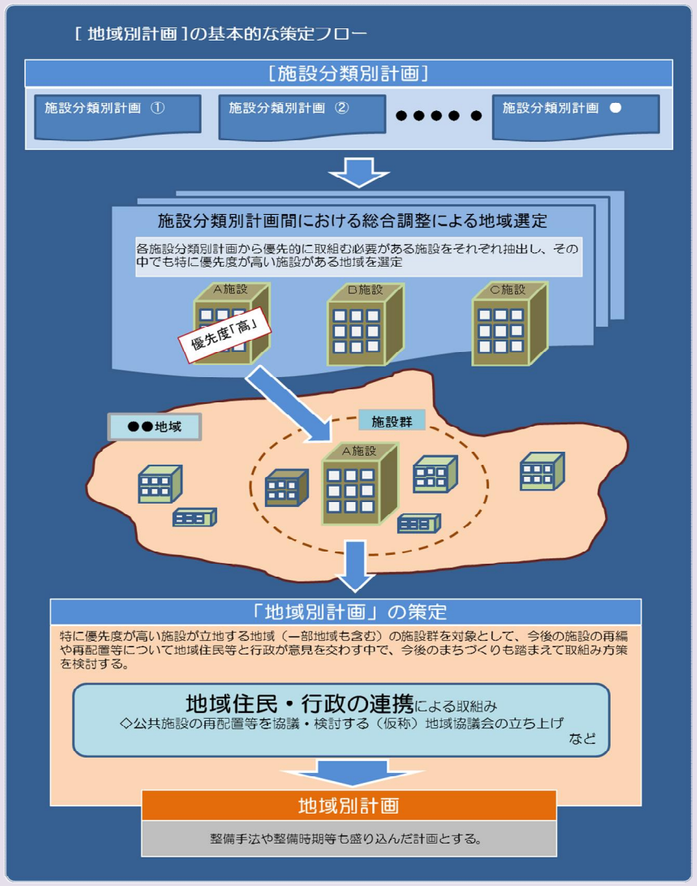

〈長期修繕計画〉

今後とも維持・存続を図っていく施設については、「事後保全」から、計画的に保守・修繕を行う「予防保全」へと転換を図ることで、長寿命化に努め、「コストの縮減」と「更新費用の平準化」を推進します。

[インフラ]

道路や橋りょう、上下水道などのインフラについては、今後も維持していくことを基本とし、長寿命化による延命化やコスト縮減を図るため、インフラごとに「長寿命化計画」を策定します。

「8 分類別の取組み方策」及び「9 地域別の取組み方策」の位置づけ等（P84～）

区分	位置づけ等	取組み方策の内容
分野別の取組み方策	今後策定することとなる「施設分類別計画」についての方向性や、現時点の状況による策定の際の参考事項・素材を提供している。 平成 26 年 4 月に総務省において示された「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」に基づく「施設分類ごとの管理の基本的方針」に該当するものとする。	○施設概要と課題等 ○取組み方策の選定 ・サービス提供の方向性 ・建物の方向性 ・既に決定している計画等 ○優先的に検討すべき施設の抽出 17 の施設分類で方向性や参考とする方策を示している。
地域別の取組み方策	今後策定することとなる「地域別計画」についての方向性や、現時点の状況による策定の際の参考事項・素材を提供している。 既に明らかにしている今後５年以内（H27～H31）の取組み方策を示している。	○施設整備状況及び今後の検討の視点 ○地域特性を踏まえた取組み方策の選定 32 の地区で方向性や参考とする方策を示している。